

都市対抗野球出場チーム祝い金交付要項

1 趣旨

この要項は、都市対抗野球大会本大会に出場するチームに対し、本旨のスポーツ振興と名誉を高めることへの貢献と本大会での活躍を祈念することを目的に祝い金を交付することについて、必要な事項を定める。

2 対象

都市対抗野球本大会に川崎市代表として推薦されたチーム

3 金額

祝い金の金額は、50,000円以内とする。

4 祝い金の交付手続きは、川崎市長が主催者に対し、推薦状を提出することによって交付手続きを開始する。

5 返還

祝い金の交付を受けたチームが、都市対抗野球大会本大会の出場を中止したときは、祝い金の全部又は一部を返還させることができる

6 その他

この要項が定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

7 この要項は、教育長決裁の日から施行する。